

## 三重短期大学ハラスメントの防止に関する規程

平成18年1月1日制定

三重短期大学規程第34号

改正 令和6年11月21日 三重短期大学規程第3号

### (趣旨)

第1条 この規程は、三重短期大学（以下、「本学」という）におけるハラスメント及び性暴力等（以下、「ハラスメント等」という。）の防止等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 セクシャル・ハラスメント

相手方の意に反する性的な言動により、相手方に不快感その他の不利益を与え、学習環境、教育・研究環境又は就業環境を悪化させること

2 アカデミック・ハラスメント

教育・研究の場における地位又は権力を利用して行う不適切な言動、指導又は待遇であって、教育・研究上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、相手方の学習意欲若しくは教育・研究意欲を低下させ又は学習環境若しくは教育研究環境を悪化させること

3 パワー・ハラスメント

職場における地位又は権力など優越的な関係を背景とした言動、指導又は待遇であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、相手方の就労意欲を低下させ又は就業環境を悪化させること

4 モラル・ハラスメント

言葉、態度、身振り又は文書等により、相手方の人格的尊厳を傷つけ又は相手方を精神的に追い詰め、学習環境、教育・研究環境又は就業環境を悪化させること

5 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント

妊娠・出産・育児等に関する制度又は措置の利用に関する言動を行った相手方の就業環境を悪化させること並びに妊娠・出産・育児等に関する言動により相手方の就業環

境を悪化させること

6 その他のハラスメント

1 乃至5以外の不適切な言動があつて、相手方に対して不快感その他の不利益を与えるもの

7 性暴力等

構成員が他の構成員に対して行う教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第2条第3項に定める「児童生徒性暴力等」と同等の行為

2 この規定において「構成員」とは、本学の教員（非常勤講師を含む）、職員（会計年度任用職員を含む）、学生（科目等履修生及び聴講生を含む）を指す。

（学長、局部長及び構成員の責務）

第3条 学長、局部長及び本学の構成員はハラスメント等のない環境をつくらなければならない。

2 学長は、本学のハラスメント等の防止等に関し総括する。

3 局部長（事務局長、学生部長、ハラスメント等防止対策委員長）は、ハラスメント等が生じた場合には、被害者の救済、行為者とされるものに対する措置及び再発防止策を迅速かつ適切に講じなければならない。

4 構成員は、学内外及び勤務時間内外を問わず、ハラスメント等に該当する行為をしてはならない。

（防止対策委員会）

第4条 本学にハラスメント等の防止等のため、ハラスメント等防止対策委員会（以下、「防止対策委員会」という。）を置く。

（任務）

第5条 防止対策委員会は次の事項を行う。

- 1 ハラスメント等の相談に応ずること
- 2 ハラスメント等の調停を行うこと
- 3 ハラスメント等の防止等に関し、構成員の認識を深めること
- 4 ハラスメント等の防止等の体制の整備に関し学長に勧告すること
- 5 その他ハラスメント等の防止等に関し必要な事項

（組織）

第6条 防止対策委員会は次の委員をもって組織する。

- 1 学生部長
  - 2 法経科、食物栄養学科及び生活科学科の推薦に基づき教授会が承認した教員 各一名
  - 3 事務局長の推薦に基づき教授会が承認した職員 一名
- 2 委員の選出に当たっては性別に偏りが生じないように配慮することとする。
  - 3 委員長は、第1項第2号及び第3号委員のうちから、委員の互選により選出する。
  - 4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第7条 防止対策委員会は、必要に応じ、また委員の要求に応じて、委員長が招集する。

- 2 第9条の事案の送付に関する議決は、全員が出席し、三分の二以上の委員の賛成を必要とする。
- 3 委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事情聴取)

第8条 防止対策委員会は、当事者の同意のもとで、必要に応じ事情を聴取することができる。

- 2 また、必要に応じ、カウンセラーや弁護士など学外の専門家の意見を聞くことができる。

(事案の送付)

第9条 防止対策委員会は、調停による解決が不可能であると判断した場合、被害者の意思を確認し、さらに事実調査を経たうえで救済措置や再発防止措置（以下、「救済措置等」という。）をとる必要があると判断した場合には、事案をハラスメント等事実調査委員会（以下、「事実調査委員会」という）に送付する。

- 2 前項の送付に当たっては、次の事項を記した理由書を添えなければならない。
  - 1 相談及び調整・調停の経緯
  - 2 調整・調停が不可能であると判断される理由
  - 3 救済措置等に対する防止対策委員会の意見
  - 4 被害者の事実調査希望

(報告)

第10条 防止対策委員会は、相談及び調整・調停を行った場合は、その経緯を学長に報告しなければならない。

- 2 防止対策委員会は第9条の事案の送付を行った場合は、その経過を学長に報告しなければならない。

(事実調査委員会)

第11条 防止対策委員会からの事案の送付に基づき、ハラスメント等の事実関係の調査などを行うため、本学に、事実調査委員会を置く。

(任務)

第12条 事実調査委員会は次の事項を行う。

- 1 ハラスメント等の事実関係を調査すること
- 2 必要に応じ救済措置等について学長に勧告すること
- 3 被害の程度が深刻である場合には、懲戒処分について学長に勧告すること

(組織)

第13条 事実調査委員会は、教職員のうちから教授会が選出する委員4名をもって組織する。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 事実調査委員会の委員は、防止対策委員会の委員を兼ねることができない。
- 4 委員の構成は、性別に偏りが生じないように配慮しなければならない。

(会議)

第14条 事実調査委員会は、委員の全員が出席しなければ開くことができない。

- 2 第12条第2号及び第3号の議決は、委員の三分の二以上の賛成を必要とする。
- 3 委員会は、必要に応じ、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。
- 4 委員会は、必要に応じ、防止対策委員会に意見を求めることができる。

(調査)

第15条 調査委員会は、当事者及び関係者から事情関係を調査するため事情を聴取し、また参考資料の提出を求めることができる。

- 2 調査は、当事者に十分な陳述の機会を保証し、公平な立場で行われなければならない。
- 3 本学の構成員は、事実調査委員会の調査に協力しなければならない。

(調査期間及び報告)

第16条 事実調査委員会は、防止対策委員会から事案の送付を受けてから30日以内に、学長に対して文書で調査結果を報告するとともに、必要がある場合には救済措置等及び懲戒処分について学長に勧告しなければならない。

- 2 学長は、調査に日時を要するなど特別な理由があると認める場合は、前項の報告の期日を延ばすことができる。

(事案の回付)

第17条 事実調査委員会は、調査の結果、さらに防止対策委員会において調停を行うことが望ましいと判断した場合は、事案を防止対策委員会に回付することができる。

(ハラスメント等の行為に対する措置)

第18条 学長は、事実調査委員会の調査結果を教授会に報告するものとする。

2 学長は、事実調査委員会の勧告に基づき、教授会の議を経て、救済措置等及び懲戒処分について必要な措置を講じるものとする。

3 被害者及び加害者は、前項の救済措置等及び懲戒処分について不服がある場合には、14日以内に学長に文章で不服申立てをすることができる。

4 学長は、必要に応じ、就学、就労、教育研究環境の改善を図るための措置を講じるものとする。

5 懲戒処分が行われた場合には、学長は、必要に応じ、教授会の議を経て、その経緯を学内外に公表するものとする。

(不服申し立て)

第18条の2 学長は、前条第3項の不服申し立てがあった場合は、当該申し立てを防止対策委員会に付議するものとする。

2 防止対策委員会は、前項の不服申し立てについて審査し、文書で審査結果を学長に報告しなければならない。

3 防止対策委員会は、前項の審査において、事実調査委員会における第12条第1項の調査が不十分であると認める場合は、再度の調査を事実調査委員会に要請することができる。

4 学長は第2項の報告を参酌し、不服申し立ての棄却又は懲戒処分の取り消し若しくは変更を決定するものとする。

5 学長は、前項の決定を行うにあたり、教授会の意見を徴するものとする。

6 学長は、不服申立人に対して、第4項の決定を文書により通知するものとする。

(プライバシー等の保護)

第19条 ハラスメント等に関し、相談を受けた者、防止対策委員会委員、事実調査委員会委員、学長その他職務上、情報を知り得た者（以下、「ハラスメント等の防止等に関わる構成員」という。）は、当事者、関係者、事情聴取対象者などの名誉、人権及びプライバシーに十分配慮するとともに、当該事項について秘密を厳守しなければならない。

2 ハラスメント等の防止等に関わる構成員及び学内機関は、相談したり訴え出たことで相談者に不利益が生じないよう配慮しなければならない。

(文書の記録と保管)

第19条の2 ハラスメント等への対応や経緯に関する記録等については委員長が保管する。

2 記録簿は、委員長交代時には引き継ぎを行う。

3 記録等の保存年限は10年とする。

(事務)

第20条 防止対策委員会及び事実調査委員会の事務は、それぞれ、学生部及び大学総務課において処理する。

(委任)

第21条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(適用範囲及び準用規定)

第22条 この規程は、本学の教育研究及び職務の遂行に関係して、本学の構成員の間に生じたハラスメント等に対して適用される。

2 本学の教育研究及び職務の遂行に関係して、本学とは雇用・身分関係にない学外の関係者と本学の構成員との間に生じたハラスメント等に対しては、この規定を準用する。

附 則

この規程は、平成24年1月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年11月21日から施行する。

**【参考 改正経緯】**

(附則)

1 この規定は、平成14年5月1日から施行する。

2 この規程は、当分の間、運用実態に即して毎年度末に見直すものとする。

附 則 この規程は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成22年8月1日から施行する。